

医政発 0511 第 6 号
令和 5 年 5 月 11 日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」
の一部改正について (通知)

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 30 日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和 4 年文部科学省令第 34 号。以下「改正省令」という。)が公布され、同年 10 月 1 日から施行されたところです。本改正省令により、大学通信制教育設置基準(昭和 56 年文部省令第 33 号)が改正され、通信教育の授業をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することが可能であることとされました。

このように、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所を取り巻く状況の変化に対する対応と学生支援体制をより充実させることを目的に、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 6 月 1 日より適用することとしましたのでその旨通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る留意事項について」(平成 6 年 2 月 23 日付け健政発第 145 号)の通知は廃止します。

つきましては、内容についてご了知願います。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

(平成 27 年 3 月 31 日医政発 0 3 3 1 第 21 厚生労働省医政局長通知)

最終改正：令和 5 年 5 月 11 日医政発 0511 第 5 号

(令和 5 年 6 月 1 日より適用。下線部は改正部分。)

新	旧
<p>看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン (略)</p> <p>第 1 課程の定義等</p> <p>1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「2年課程(通信制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、<u>又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)</u>、主として放送その他これに準ずるもの<u>(インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。)</u>の視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)等により行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第5 教員等に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p>	<p>看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン (略)</p> <p>第 1 課程の定義等</p> <p>1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 「2年課程(通信制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。</p> <p>なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)等により行われるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第5 教員等に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p>

<p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 学生の<u>生活やハラスメント等に対する相談、カウンセリング等を行う者が定められ、当該者が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。</u></p> <p><u>加えて、看護師等養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましいこと。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>第6 ~ 9 (略)</p>	<p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 学生の<u>生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>第6 ~ 9 (略)</p>
--	---